

## 第 2 期埼玉県再犯防止推進計画骨子（案）について

### I 計画の趣旨

第 1 期計画策定後、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に推進するため計画を策定

### II 計画の性格

- 再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」

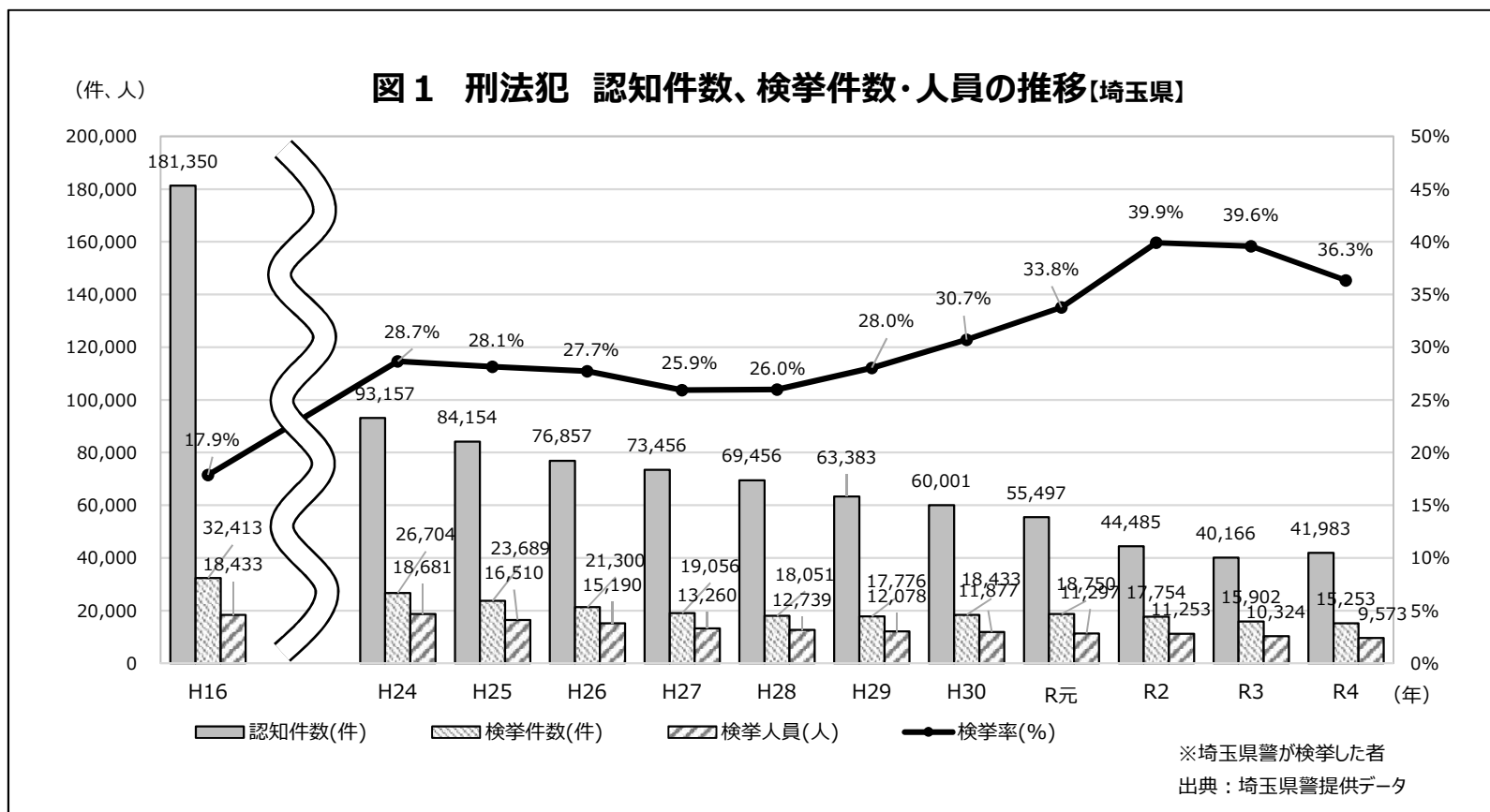
### III 計画の期間

令和 6 年度～令和 8 年度（3 か年）

## IV 現 状

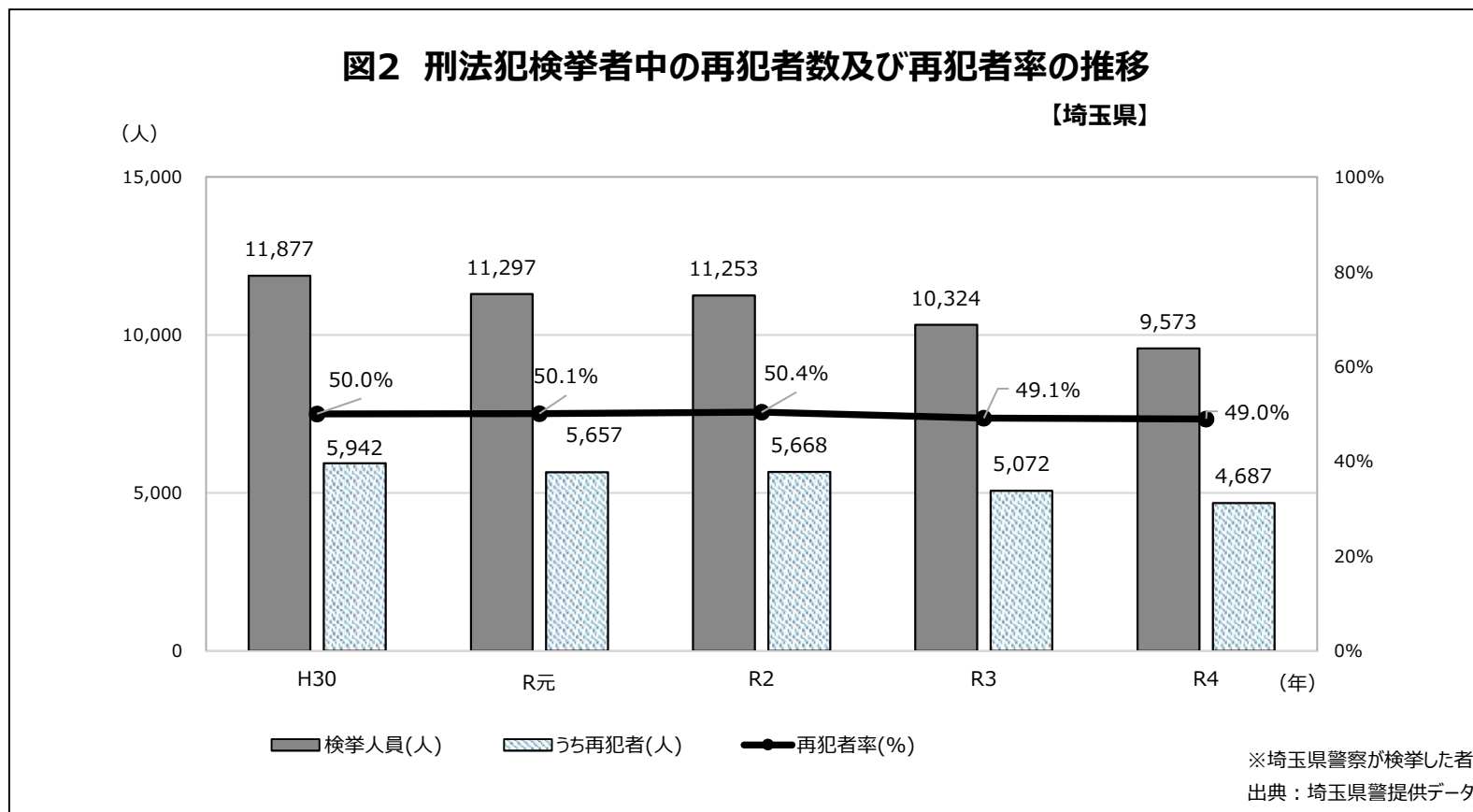
### 1 刑法犯認知、検挙状況

- ・ 本県の刑法犯認知件数は年々減少し、令和4年は約4万2千件と、最も多かった平成16年の約18万1千件と比較すると77%減少しています。
- ・ そのうち検挙件数は約1万5千件で、検挙人員は約9千6百人です。



## 2 検挙者に占める再犯者の状況

- ・ 県内の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、5割前後で推移しています。



## **V 課題**

### **1 地域社会で安定した生活（就労・住居）を送るための支援が不足**

- ・ 保護観察終了時に無職である者は約3割です。
- ・ 適当な帰住先がない者は再犯に至るまでの期間は短くなっています。

### **2 福祉・保健医療サービス利用促進の必要性**

- ・ 高齢者や障害者等の福祉的ニーズを抱える者を的確に把握し、支援に繋げる必要があります。

### **3 少年院出院者のうち復学や進学を希望する者への対応**

- ・ 少年院出院者のうち復学や進学を希望する者の約67%が進学希望だが進路未定です。

### **4 特性に応じた支援（経歴、年齢、家庭環境等）**

- ・ 暴力団関係者、性犯罪者への特性に応じた継続的支援が必要です。

### **5 民間協力者の活動支援、更生保護活動の理解向上**

- ・ 保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係団体の活動を促進するための支援が必要です。
- ・ 県民にとって再犯防止に関する取組は必ずしも身近ではありません。

### **6 関係機関の役割明確化**

- ・ 再犯防止分野において関係機関が担うべき具体的な役割が必ずしも明確になっていません。

## **VI 主な施策**

### **1 就労・住居の確保**

- 保護観察所では、犯罪や非行をした者を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を支援します。(国等)
- 犯罪をした者等の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録に努めます。

### **2 福祉・保健医療サービスの利用促進**

- 地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、一貫した相談支援を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。
- 保護観察所では、高齢者や障害者に対して、出所後の福祉サービス等の利用に向けた特別調整を行います。(国等)

### **3 非行の防止と修学支援**

- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室を実施します。
- 刑事施設では、教科指導や高等学校卒業程度認定試験等を実施します。(国等)

### **4 犯罪をした者等の特性に応じた支援**

- 県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、暴力団離脱者の社会復帰を支援します。
- 保護観察所において、しよく罪指導プログラム等の特性に応じた処遇プログラムを実施します。(国等)

### **5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進**

- 更生保護関係団体において、犯罪や非行をした者への相談支援や青少年の健全育成に資する活動を実施します。(国等)
- 「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止の県民理解を促進します。

### **6 地域における包摂の推進 新規**

- 県内の再犯防止対策が円滑に進むよう、市町村に対する支援を実施します。
- 保護観察所において、刑執行終了者等に対する「息の長い」支援が確保できるよう、更生保護地域連携拠点事業を通じ、地域支援ネットワーク作りに取り組みます。(国等)